「健康サポート薬局」に係る基準

（１）かかりつけ薬局としての基本的機能
（２）健康サポートを実施する上での地域における連携体制の構築
（３）常駐する薬剤師の資質
（４）設備
（５）表示
（６）要指導医薬品、一般用医薬品及び介護用品等の取扱い
（７）開店時間
（８）健康サポートの取組
（９）留意事項

（１）かかりつけ薬局としての基本的機能

１．対応事項

◇患者がかかりつけ薬剤師の勤務状況を容易に把握できるよう、当該薬局に従事する薬剤師の氏名、勤務日及び勤務時間を示した勤務表を薬局内で提示すること。

◇初回来局時等に、薬剤師が調剤及び医薬品供給等を行う際の薬剤服用歴の管理、疑義照会、服薬指導、残薬管理その他の基本的な役割を周知することに加えて、かかりつけ薬剤師・薬局の意義、役割及び適切な選び方を、わかりやすい資料を用いて説明した上で、患者がかかりつけ薬剤師・薬局を持つよう促すこと。

> かかりつけ薬剤師・薬局の意義及び役割については、以下が挙げられること。
> ①患者の薬剤服用歴や現在服用中の全ての薬剤に関する情報等を一元的かつ継続的に把握し、次のような処方内容のチェックを受けられる。
> ・複数診療科を受診した場合でも、多剤・重複投薬等や相互作用が防止される。
> ・薬の副作用や期待される効果の継続的な確認を受けられる。
> ②在宅で療養する場合も、行き届いた薬学的管理及び指導が受けられる。
> ③過去の服薬情報等が分かる薬剤師が相談に乗ってくれる。また、薬について不安なことがあれば、いつでも電話等で相談できる。
> ④丁寧な説明により、薬への理解が深まり、飲み忘れ、飲み残しが防止される。これにより、残薬が解消される。

◇患者に対して、当該薬局の薬剤師に 24 時間直接相談できる連絡先電話番号等、緊急時の注意事項等（近隣の薬局との連携体制を構築している場合は、その薬局の所在地、名称、連絡先電話番号等を含む。）について、事前に患者又はその家族等に対して説明の上、文書（これらの事項が記載された薬袋でも可）により交付すること。

◇医療機関に対して、必要に応じ、副作用その他の服薬情報の情報提供及びそれに基づく処方の提案に適切に取り組むために情報提供する際の様式を作成すること。

◇P7（別表１）の事項について、薬剤服用歴に記載すること。

◇P7（別表２）の事項について、省令手順書★に記載すること。

★体制省令第１条第２項第３号の規定に基づいて作成する手順書

２．取組内容

◇患者が、自身に対して調剤された薬剤に関する情報提供及び薬学的知見に基づく指導等を一元的かつ継続的に行うかかりつけ薬剤師を選択できることとし、その患者に対しては当該薬剤師が薬剤に関する情報提供及び指導等を一元的かつ継続的に行うこと。

◇患者が現在受診している医療機関を全て把握するように取り組むこと。

◇患者が使用及び服用している医薬品（要指導医薬品等を含む。）を一元的かつ継続的に把握するよう取り組むこと。

◇残薬の状況を確認するよう取り組むこと。残薬が確認された場合には、残薬を解消するよう取り組むこと。なお、その際には、残薬が生じる原因を聴取し、患者への服薬指導や医師への疑義照会の上、薬剤の変更を行う等の対処を行うよう取り組むこと。

> 残薬確認の取組としては、患者が残薬を入れ、薬剤師が確認する袋を配布し、確認するような取組が推奨される。

◇毎回、患者に服薬状況、服薬期間中の体調の変化（副作用に係る自覚症状の有無及び当該症状の状況等）を確認※1し、新たに収集した情報を踏まえ、その都度過去の薬剤服用歴の記録を参照した上で、必要に応じて確認・指導内容を見直し、患者の理解度等に応じて薬剤に関する情報提供及び指導を実施するよう取り組むこと。

> より積極的な副作用等のフォローアップの取組としては、例えば、以下のような取組が推奨される。
> ・定期的に患者の副作用発現状況の確認等を行うため、処方内容を分割して調剤すること。
> ・調剤された薬剤の服薬期間中に電話等により、患者の服薬状況や体調変化等を確認すること。

◇お薬手帳の意義及び役割等※2を、わかりやすい資料を用いて患者に説明し、その活用を促すこと。

◇お薬手帳の利用者に対して、わかりやすい資料を用いて適切な利用方法を指導すること。

> お薬手帳の適切な利用方法
> ・医療機関や薬局を利用する際にお薬手帳を提示すること
> ・医薬品を服用した時に気付いた自身の体の変化等を記録すること
> ・自身で購入した医薬品についても記入すること

◇一人が複数のお薬手帳を所持している場合には、お薬手帳の集約に努めること。

◇かりつけ薬剤師・薬局の意義及び役割を踏まえて、患者がかかりつけ薬剤師を持っている場合には、次回、処方箋を交付された際等にも、かかりつけ薬剤師のいる薬局を利用してもらえるよう伝えること。

◇自局以外をかかりつけ薬局としている患者に薬剤を交付することになった場合には、患者の意向を確認した上で、お薬手帳への記入、薬剤情報提供文書のかかりつけ薬剤師・薬局への提示を指導することなどを通じ、かかりつけ薬剤師・薬局による服薬情報の一元的かつ継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導の実施に、適切に協力することが望ましいこと。

◇開店時間外であっても患者からの電話相談等に対応すること。かかりつけ薬剤師を選択した患者からの電話相談等に対しては当該かかりつけ薬剤師（かかりつけ薬剤師が対応できない時間帯がある場合には当該かかりつけ薬剤師と適切に情報共有している薬剤師を含む。）が対応すること。これらの対応には、開店時間外に必要に応じ、調剤を行うことも含むこと。

◇直近１年間に、在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績があること。

◇医療機関に対して、患者の情報に基づいて疑義照会を行い、必要に応じ、副作用その他の服薬情報の情報提供及びそれに基づく処方の提案に適切に取り組むこと。

副作用その他の服薬情報の情報提供とは、患者が薬剤の用法及び用量に従って服薬しているか否かに関する状況のほか服薬期間中の体調の変化等の患者の訴えに関する情報（患者に自覚症状がある場合には、当該自覚症状が薬剤の副作用によるものか否かに関する分析結果も含めて）を医療機関へ提供することをいうこと。なお、患者の自覚症状の分析に当たっては、「重篤副作用疾患別対応マニュアル（厚生労働省）」等を参考とすることが望ましいこと。

◇医薬品の安全性等の情報について、例えば、PMDA ナビ等を活用することにより、最新情報を入手するよう努めること。

（２）健康サポートを実施する上での地域における連携体制の構築

１．対応事項

◇P8（別表３）の事項について、健康サポート業務手順書を作成すること。

◇健康の保持増進に関する相談に対し、適切な受診勧奨や紹介を行えるようにするため、医療機関その他の連携機関（以下、「連携機関」という。）に対し、あらかじめ薬局の取組内容や必要に応じて紹介等を行う旨を説明し了解を得ることにより連携体制の構築を図ること。その際、連携機関に説明を行い、了解を得た記録を残しておくこと。

◇連携機関の紹介先のリストを作成し薬局において、常に内容を確認できる体制を整備すること。また、連携機関との円滑な連携と健康サポート薬局の取組周知の観点から、求めに応じて当該リストを連携機関へ提供すること。

連携機関紹介先リストについて
〇連携機関：地域における医療機関、地域包括支援センター、介護事業所、訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市区町村保健センター及び介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等
〇記載必須項目：連携機関の名称、住所及び連絡先（電話番号、担当者名等）が記入できる様式
（薬局から連携機関への連絡手段、紹介方法、紹介文書の活用の希望の有無等を具体的に盛り込むことが望ましい）
〇リストの作成に当たっては、地域の実情に応じ、日常生活圏域（例えば中学校区）の連携機関が網羅的になるよう努め、特定の医療機関その他の連携先に限定しないこと。
〇日常生活圏域内に１件もない場合を除き、通知に記載の関係機関が少なくとも１カ所以上入っているようにリストを作成すること。

◇受診勧奨又は連携機関の紹介を行う際に、薬局利用者の同意が得られた場合には、必要な情報を紹介先の連携機関に紹介文書により提供すること。

紹介文書には以下に関する内容を記載すること。
①紹介先に関する情報
②紹介元の薬局・薬剤師に関する情報
③紹介文書を記載した年月日
④薬局利用者に関する情報
⑤相談内容及び相談内容に関わる使用薬剤等がある場合にはその情報
⑥紹介理由
⑦その他特筆すべき事項

２．取組内容

◇要指導医薬品等の使用に関する相談及び健康の保持増進に関する相談に適切に対応した上で、そのやり取りを通じて、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行うこと。

◇要指導医薬品等に関する相談を含む健康の保持増進に関する相談を受けた場合は、かかりつけ医や健診を受けている医療機関の有無を確認し、かかりつけ医がいる場合や健診を受けている医療機関がある場合には、薬局利用者の了解を得た上で、かかりつけ医や健診を受けている医療機関の医師等に連絡を取り、連携して相談に対応することが求められ、特に、要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合などに、かかりつけ医と連携して状況を確認するとともに、受診勧奨を適切に実施すること。

◇健康の保持増進に関する相談に対し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市区町村保健センター等の行政機関、介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等の連携機関を薬局使用者に紹介するよう取り組むこと。

> 連携機関への紹介の取組としては、以下のような事項が考えられること。
> ・健診を受けていない薬局利用者に対して、保険者や市区町村の相談窓口を紹介
> ・特定の疾患に対する公費負担の相談について、市区町村の相談窓口を紹介
> ・介護サービスに対する相談について、市区町村の相談窓口や地域包括支援センターの紹介
> ・認知症の疑いがある場合について、かかりつけ医への受診勧奨や地域法包括支援センター等の紹介

◇連携機関と地域包括ケアシステムの一員として役割を発揮するため、地域ケア会議※3に積極的に参加することが望ましいこと。

◇地域の薬剤師会と密接な連携を取り、地域の行政機関及び医師会等が実施又は協力する健康の保持増進その他の各種事業等へ積極的に参加すること。

> 健康の維持増進その他の各種事業等として、以下のような取組が推奨されること。
> ・地域の職能団体による健康の保持増進の地域住民向けイベント等の開催への協力
> ・学校等を通じた、児童生徒に対する医薬品の適正使用の講演等
> ・老人クラブ等を通じた、高齢者に対する医薬品の適正使用の講演等
> ・地域の行政機関等を通じた、地域住民に対する健康の保持増進に係る啓発イベント

（３）常駐する薬剤師の資質

◇要指導医薬品等及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言、健康の保持増進に関する相談並びに適切な専門職種又は関係機関への紹介等に関する研修を修了し、一定の実務経験を有する薬剤師（以下、「研修修了薬剤師」という。）が常駐している※4こと。

> 研修修了薬剤師について
> ①過去に薬局の薬剤師としての経験が５年以上あるものとする
> ②研修修了薬剤師は、研修修了後も健康サポートに関する知識の習得に努めること。
> ③かかりつけ薬剤師としての役割が果たせるよう、当該薬局で業務を行っている薬剤師であること
> ④認定や研修を積極的に受けるなど自己研鑽に努めること。
> ※研修の具体的内容は、平成 28 年２月 12 日付薬生発 0212 第８号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知を参照すること。

（４）設備

◇薬局利用者が要指導医薬品等や健康食品等について相談しやすい環境をつくるために、パーテーション等で区切るなどして、個人情報に配慮した相談窓口を設置していること。

（５）表示

◇健康サポート薬局である旨や、要指導医薬品等や健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言や健康の保持増進に関する相談を積極的に行っている旨を薬局の外側の見えやすい場所に掲示すること。掲示にあたっては、「厚生労働省基準適合」を併せて表示しても差し支えないこと。なお、この掲示は、健康サポート薬局の届出が受理された後に行うこと。

◇当該薬局で実施している健康サポートの具体的な内容（例：日々の健康相談等の具体的な取組内容とその実施日等）について、当該薬局の中で分かりやすく提示すること。（当該薬局のホームページ等においても紹介することが望ましい。）

◇薬局で掲示している薬剤師の氏名や名札等に研修修了薬剤師であることを付すことが望ましい。

（６）要指導医薬品等、介護用品等の取扱い

◇要指導医薬品等、介護用品及び衛生材料（参考１）等について、薬局利用者自らが適切に選択できるよう供給機能及び助言を行う体制を有していること。

> 要指導医薬品等については、基本的な薬効群（(独)医薬品医療機器総合機構の一般用医薬品・要指導医薬品の添付文書検索システム（以下、「添付文書検索システム」という。）に記載されているもの（参考２））を原則としつつ、地域の実情に応じて、当該薬局において供給すること。

◇要指導医薬品等の相談等への対応時には、かかりつけ医との適切な連携及び受診の妨げとならないよう、次のような場合には、受診勧奨を行うこと。

なお、これらが実施できない場合は、健康サポート薬局である旨の表示を取りやめること。

> ・医師の診断がなされている場合に、医師の指示に従わずに受診していないことが判明した場合
> ・かかりつけ医がいるにもかかわらず、一定期間受診していないことが判明した場合
> ・定期健診その他必要な健診を受診していないことが判明した場合
> ・状態が悪い場合など要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合
> ・要指導医薬品等を使用した後、状態の改善が明らかでない場合

◇要指導医薬品等又は健康食品等に関する相談を受けた場合には、薬局利用者の状況並びに当該要指導医薬品等及び健康食品等の特性を十分に踏まえた上で、専門的知識に基づき説明すること。

（健康食品等については、「『健康食品』の安全性・有効性情報」※5に記載されている科学的根拠、機能性表示食品における科学的根拠等を活用することが推奨されること。）

（７）開店時間

◇地域の実情に応じて、平日の営業日には連続して開局し、かつ、土曜日又は日曜日のいずれかの曜日には４時間以上開局していること。

◇平日は、午前８時から午後７時までの時間帯に８時間以上開局していることが望ましいこと。

（８）健康サポートの取組

◇薬局利用者からの要指導医薬品等及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言並びに健康の保持増進に関する相談に対応し、その対応内容（受診勧奨及び紹介の実施内容を含む。）を記録し、当該記録を３年間保存していること。

◇単に相談を応需するだけでなく、薬局内外で積極的な健康サポートの取組を実施していること。取組は月１回程度実施していることが望ましい。

健康サポートの取組については、以下のような取組が推奨される。

・薬剤師による薬の相談会の開催や禁煙相談の実施
・薬剤師による健診の受診勧奨や認知症早期発見につなげる取組
・医師や保健師と連携した糖尿病予防教室の開催
・管理栄養士と連携した栄養相談会の開催

◇地域の薬剤師会等を通じる等により、当該薬局における取組を発信していること。

健康サポートの取組の発信については、以下のようなものが推奨される。

・地域の薬剤師会等での学術大会や勉強会での発表、地域の薬剤師会広報誌への掲載
・医学薬学等に関する学会への発表や学術論文の投稿
・健康増進に関する情報発信を目的としているホームページ（例えば、スマート・ライフ・プロジェクトの活動報告のホームページ（http://www.smartlife.go.jp/）等）における情報発信
・地域の住民向け広報誌など様々な媒体を活用した情報発信

◇地域における他の健康サポートを行う薬局に協力することが望ましいこと。

◇薬局利用者に健康情報を意識してもらうため、国、地方自治体、関連学会等が作成する健康の保持増進に関するポスターの掲示やパンフレットの配布により、啓発活動に協力していること。

（９）留意事項

◇健康サポート薬局の取組については、過去１年間の実績が確認できるように、資料を当該薬局に保存すること。

◇今後想定される健康サポート薬局の取組状況に係る調査に対して協力すること。

◇**健康サポート薬局に係る届出は、<u>平成 28 年 10 月 1 日以降</u>に行うこと。**

◇薬剤服用歴への記載事項◇　（別表１）

施行通知	記載が必要な内容
(1)①ア	かかりつけ薬剤師を選択した旨、及び選択した薬剤師名
(1)②ア	現在受診している全ての医療機関
(1)②ア	患者に使用された医薬品及び服用している医薬品（要指導医薬品等を含む。）を一元的かつ継続的な把握のための記録
(1)③ア	残薬確認及び残薬解消に関して実施した内容（残薬が生じる原因を聴取し、患者への服薬指導や医師への疑義照会の上、薬剤の変更を行う等の対処）
(1)③ア	副作用状況等を確認し、実施した薬剤に関する情報提供及び指導内容
(1)⑤ア	初回来局時等に、薬剤師が調剤及び医薬品供給等を行う際の薬剤服用歴の管理、疑義照会、服薬指導、残薬管理その他の基本的な役割を周知することに加えて、かかりつけ薬剤師・薬局の意義、役割及び適切な選び方を説明した上で、患者がかかりつけ薬剤師・薬局を持つよう促したこと
(1)⑥ア	患者からの電話相談等（開店時間外も含む。）の対応内容及び開店時間外に必要に応じて行った調剤等の対応内容
(1)⑧ア	医療機関に対して疑義照会を行い、必要に応じ、副作用その他の服薬情報の情報提供及びそれに基づく処方の提案等の内容

◇省令手順書記載事項◇　（別表２）

施行通知	記載が必要な内容
(1)①ア	患者が、自身に対して調剤された薬剤に関する情報提供及び薬学的知見に基づく指導等を一元的かつ継続的に行うかかりつけ薬剤師を選択できることとし、その患者に対しては当該薬剤師が薬剤に関する情報提供及び指導等を一元的かつ継続的に行うこと。
(1)①ア☆	患者がかかりつけ薬剤師を選択した際には、その旨及び患者が選択した薬剤師が分かるよう薬剤服用歴に記録しておくこと。
(1)②ア☆	患者が現在受診している医療機関を全て把握するように取り組むこと。
(1)②ア☆	患者に使用された医薬品及び服用している医薬品（要指導医薬品等を含む。）を一元的かつ継続的に把握するよう取り組むこと。
(1)③ア☆	患者又はその家族等から残薬の状況を確認するよう取り組むこと。残薬が確認された場合には、当該残薬の使用期限等を確認した上で、新たに調剤する当該医薬品の量を減量する等、残薬を解消するよう取り組むこと。なお、その際には、残薬が生じる原因を聴取し、患者への服薬指導や医師への疑義照会の上、薬剤の変更を行う等の対処を行うよう取り組むこと。
(1)③ア☆	毎回、患者に服薬状況、服薬期間中の体調の変化（副作用に係る状況等）を確認し、新たに収集した情報を踏まえ、その都度過去の薬剤服用歴の記録を参照した上で、必要に応じて確認・指導内容を見直し、患者の理解度等に応じて薬剤に関する情報提供及び指導を実施するよう取り組むこと。
(1)④ア	お薬手帳の意義及び役割等※2を、適切な資料を用いて患者に説明するとともに、その活用を促すこと。
(1)④ア	お薬手帳の利用者に対し、適切な資料を用いて適切な利用方法を指導すること。 ・医療機関や薬局を利用する際にお薬手帳を提示すること ・医薬品を服用した時に気付いた自身の体の変化等を記録すること

	・自身で購入した医薬品についても記入すること
(1)④ア	一人のお薬手帳利用者が複数のお薬手帳を所持している場合には、利用者に合わせて、利用者の意向を確認した上で、当該お薬手帳の集約に努めること。
(1)⑤ア☆	初回来局時等に、薬剤師が調剤及び医薬品供給等を行う際の薬剤服用歴の管理、疑義照会、服薬指導、残薬管理その他の基本的な役割を周知することに加えて、かかりつけ薬剤師及び薬局の意義、役割及び適切な選び方を、適切な資料を用いて説明した上で、患者がかかりつけ薬剤師及び薬局を持つよう促すこと。
(1)⑥ア☆	開店時間外であっても患者からの電話相談等に対応すること。 かかりつけ薬剤師を選択した患者に対しては当該薬剤師（当該薬剤師が対応できない時間帯には当該薬剤師と適切に情報共有している薬剤師を含む。）が対応すること。これらの対応には、開店時間外に必要に応じ、調剤を行うことも含むこと。
(1)⑧ア☆	医療機関に対して疑義照会を行い、必要に応じて副作用その他の服薬情報の情報提供及びそれに基づく処方の提案に適切に取り組むこと。
	☆の項目の実施に関して薬剤服用歴に記載すること。

◇健康サポート業務手順書記載事項◇　　（別表３）

	要指導医薬品等の使用に関する相談及び健康の保持増進に関する相談に適切に対応した上で、そのやり取りを通じて必要に応じ医療機関への受診勧奨を行うこと。
	要指導医薬品等に関する相談を含む健康の保持増進に関する相談を受けた場合は、かかりつけ医や健診を受けている医療機関の有無を確認し、それらがある場合には、薬局利用者の了解を得た上で、かかりつけ医等に連絡を取り、連携して相談に対応する。また、要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合には、かかりつけ医と連携して状況を確認すると共に、受診勧奨を適切に実施すること。
	健康の保持増進に関する相談に対し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市区町村保健センター等の行政機関、介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等の連携機関を薬局使用者に紹介するよう取り組むこと。
	受診勧奨又は紹介を行う際に、薬局利用者の同意が得られた場合には、必要な情報を紹介先の連携機関に紹介文書により提供すること。
	かかりつけ医との適切な連携及び受診の妨げとならないよう、受診勧奨の適正な運営を行えるよう、次の場合に受診勧奨を行うこと。 ・医師の診断がなされている場合に医師の指示に従わずに受診していないことが判明した場合 ・かかりつけ医がいるにもかかわらず、一定期間受診していないことが判明した場合 ・定期健診その他必要な健診を受診していないことが判明した場合 ・状態が悪い場合など要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合 ・要指導医薬品等を使用した後、状態の改善が明らかでない場合
	要指導医薬品等又は健康食品等に関する相談に対し、薬局利用者の状況や当該品目の特性を十分に踏まえた上で、専門的知識に基づき説明すること。

衛生材料・介護用品等の品目リスト（参考１）

〇衛生材料

製品群	品　　目
救急手当用品	救急箱、絆創膏、防水フィルム（きず用）、脱脂綿、清浄綿、ガーゼ、滅菌ガーゼ、包帯通常タイプ、包帯伸縮タイプ、ネット包帯、リント布、三角布、T 字帯、眼帯、指サック
保護・固定健康用具	テーピングテープ（キネシオテープ）、サージカルテープ（ホワイトテープ）、サポーター
ヘルスケア用品	マスク、ウイルス・花粉対策マスク、耳栓、水差し、綿棒、爪切り・毛抜き、ピンセット、耳かき、基礎体温表、生理用ナプキン、生理用タンポン、おりものシート
服薬支援用品	オブラート、お薬服用ゼリー、カプセル
避妊・性交関連用品	避妊具（コンドーム等）
熱さまし用品	アイス枕、氷嚢、冷却シート、瞬間冷却スプレー
コンタクトレンズケア用品	コンタクトレンズ洗浄・保存・消毒液

〇介護用品

製品群	品　　目
大人用オムツ	大人用オムツ（フラットタイプ）、大人用オムツ（パンツタイプ）、大人用失禁パット、大人用失禁パンツ
介護用品	介護用洗浄用品（清拭剤・ウェットナプキン、ボディソープ・シャンプー等）、介護用食事用品（スプーン・フォーク、コップホルダー、水飲み、エプロン等）、褥瘡予防具（クッションマット、パット等）、介護用肌着・寝間着類
介護用品 ※カタログによる提供でも可	排泄関連用具（ポータブルトイレ、トイレ用てすり等）、入浴関連用具（滑り止めマット、シャワーチェア、浴槽台、浴槽用手すり等）、療養ベッド、歩行補助器（歩行器、杖、歩行補助杖、車椅子等）

薬効群毎分類リスト（参考２）

薬効群名	商品名
かぜ薬（内用）	
解熱鎮痛薬	
催眠鎮静薬	
眠気防止薬	
鎮うん薬(乗物酔防止薬、つわり用薬を含む)	
小児鎮静薬（小児五疳薬等）	
その他の精神神経用薬	
ヒスタミン H2 受容体拮抗剤含有薬	
制酸薬	
健胃薬	
整腸薬	
制酸・健胃・消化・整腸を 2 以上標榜するもの	
胃腸鎮痛鎮けい薬	
止瀉薬	
瀉下薬（下剤）	
浣腸薬	
強心薬（センソ含有製剤等）	
動脈硬化用薬（リノール酸、レシチン主薬製剤等）	
その他の循環器・血液用薬	
鎮咳去痰薬	
含嗽薬	
内用痔疾用剤、外用痔疾用剤	
その他の泌尿生殖器官及び肛門用薬	
ビタミン主薬製剤、ビタミン A 主薬製剤、ビタミン D 主薬製剤、ビタミン E 主薬製剤、ビタミン B1 主薬製剤、ビタミン B2 主薬製剤、ビタミン B6 主薬製剤、ビタミン C 主薬製剤、ビタミン AD 主薬製剤、ビタミン B2B6 主薬製剤、ビタミン EC 主薬製剤、ビタミン B1B6B12 主薬製剤、ビタミン含有保健薬（ビタミン剤等）、カルシウム主薬製剤、タンパク・アミノ酸主薬製剤	
その他の滋養強壮保健薬	
婦人薬	
その他の女性用薬	
抗ヒスタミン薬主薬製剤	
その他のアレルギー用薬	
殺菌消毒薬（特殊絆創膏を含む）	
しもやけ・あかぎれ用薬	
化膿性疾患用薬	
鎮痛・鎮痒・収れん・消炎薬（バップ剤を含む）	
みずむし・たむし用薬	
皮膚軟化薬（吸出しを含む）	
毛髪用薬（発毛、養毛、ふけ、かゆみ止め用薬等）	
その他の外皮用薬	
一般点眼薬、人工涙液、洗眼薬	
抗菌性点眼薬	
アレルギー用点眼薬	
鼻炎用内服薬、鼻炎用点鼻薬	
口腔咽喉薬（せき、たんを標榜しないトローチ剤を含む）	
口内炎用薬	
歯痛・歯槽膿漏薬	
禁煙補助剤	
漢方製剤、生薬製剤（他の薬効群に属さない製剤）、生薬主薬製剤	
消毒薬	
殺虫薬	

＜脚注＞

※１：副作用に係る自覚症状の有無の確認に当たっては「重篤副作用疾患別対応マニュアル」（厚生労働省）」等を、重大な副作用が発現するおそれがある医薬品の指導に当たっては、「薬局におけるハイリスク薬の薬学的管理指導に関する業務ガイドライン（日本薬剤師会）」等を参考とするとともに、必要に応じて患者向医薬品ガイド等を活用すること。

※２：お薬手帳の意義及び役割等については、「お薬手帳（電子版）の運用上の留意事項について」（平成 27 年 11 月 27 日付け薬生総発 1127 第 4 号通知）を参照すること。

※３：地域ケア会議とは介護保険法第 115 条の 48 第 1 項に規定する会議をいう。

※４：研修の提供者が必要な要件を満たしていないことが判明した場合には、発行された修了証は無効となり、当該研修を修了した薬剤師は改めて研修を受け直さなければ、研修を修了したとは認められないこと。それにより、本基準に適合することができなくなる場合は、健康サポート薬局である旨の表示を取りやめること。

※５：「『健康食品』の安全性・有効性情報」については、国立健康・栄養研究所のホームページ（https://hfnet.nih.go.jp/）を参照すること。